

「成長戦略」と「骨太方針」に向けた緊急提言

2013年5月20日
公益社団法人 経済同友会

政府が6月にとりまとめる「成長戦略」と「骨太方針」は、安倍政権が経済再生に向けて示した政治的意思を具現化する重要な一歩となる。安倍首相のリーダーシップの下、諸改革の断行による経済再生（経済成長と財政健全化）の実現をめざすべく、明確なビジョンの下に「次元の違う大胆な政策パッケージ」と呼ぶにふさわしい具体策や方向性が成長戦略や骨太方針に明記され、確実に実行されることを強く期待する。

現在、成長戦略や骨太方針の作成に向けて各省協議や与党調整が進んでいるが、ここで諸改革が先送りや骨抜きにされるようでは真の経済再生はない。その意味で、規制・制度改革など困難だが先送りすべきでない改革や、掲げられた政策が最大の効果をあげるために留意すべき点に絞り、以下を提言する。

1. 次元の違う成長戦略の策定・実行に向けて

【先送りすべきでない改革（6月以降も本格議論で結論を得るべき課題）】

（1）雇用制度改革 労働法制の抜本的見直しに着手すべき

- 時代の環境変化や企業の新陳代謝、個人の価値観の多様化に対応した働きやすい労働環境を整備するため、労働法制の抜本的見直しが不可欠である。少なくとも産業競争力会議や規制改革会議で提起されている論点は成長戦略や骨太方針に明記し、その実現に向けた工程を示すべきである。

《重要論点》

現行の裁量労働時間制から自己管理型業務や在宅勤務等も含めた

新しい働き方に対応するための新制度への移行

（労働時間規制の見直しを含む）

失業なき円滑な労働移動を可能にする世界標準の労働移動型ルールへの転換（企業や産業の新陳代謝による「正規雇用」労働の企業間移動の高蓋然性を前提とした雇用契約形態の検討を含む）

勤務地や職務が限定された労働者の雇用にかかわるルールの整備や
民間人材ビジネスの規制改革

女性の活躍推進のための対策を強化するための方策の具体化

(2) 農業の競争力強化 規制や戸別所得補償の見直しにも踏み込みを

- 農業を真の成長産業にしていくためには、新品種・新技術導入によるイノベーション推進、人材育成、輸出体制の構築といった攻めの施策に加え、大規模農業化による生産性向上や法人営農促進に向けた規制改革や戸別所得補償制度の見直しまで視野に入れるべきである。したがって、規制改革会議でも以下の論点を含め、本格的な検討を行うべきである。

《重要論点》

面的集約を加速する仕組みの構築（集積円滑化事業の民間委託解禁、農地の信託促進など）
農業生産法人の要件見直し
生産調整の段階的廃止
戸別所得補償制度に代わる生産性向上のインセンティブを内包した新たな直接支払制度（10年間限定で段階的に引き下げ）

(3) エネルギーの安定供給 原発再稼働と電力システム改革を着実に

- 原発の新安全基準やエネルギー基本計画が策定途上であり、わが国のエネルギー政策の方向性が定まらない中で、エネルギーコストの上昇が経済に悪影響を及ぼしている。当面の対応として、安価で必要なエネルギーの安定的確保に向けて示された各論点（供給・需要面）を確実に明記するとともに、以下についても方針を明確にすべきである。

《重要論点》

安全性の確認された原発再稼働（新安全基準への適合性確認の体制強化及び効率的実施など）
電力システム改革等を通じた供給体制のあり方の検討（原発の運営主体の検討を含む）
第183回通常国会に提出されている電気事業法の一部を改正する法律案の今国会期間中の原案通りの成立

(4) 地域資源 地方分権と道州制移行に向けた本格的議論を

- 地域活性化を実現するためには、地域毎に特性を活かし、創意工夫の中で地域の責任で政策決定する構造に変える必要がある。特に、道州制を通じて地域の特性・強みを最大限に発揮した産業・事業を創造し、競争力のある地域を築くという視点が不可欠である。したがって、地方分権改革有識者会議において、まずは事務・権限の移譲、税財源移譲など地方分権改革を早急に具体化するとともに、道州制移行に向けた本格的議論を開始すべきである。

《重要論点》

地方分権改革（事務・権限の移譲）
道州制への移行（広域行政機能の確立、地域の産業競争力強化）

【最大の政策効果をあげるために留意すべき点】

(5) 日本版 NIH 司令塔として真に機能する組織設計を

- 「日本版 NIH (注¹)」については、これが真に機能する組織設計となるように、設計の基本原則と実現に向けた工程を成長戦略や骨太方針に明記すべきである。

《重要論点》

ライフサイエンス分野の基礎研究から臨床研究まで一貫通貫し、テーマ選択や予算配分を一元的に担う権限を持つ組織とすること

(各省庁が権限を維持し、その調整を行う組織では機能しない)

大学、ナショナルセンターを含む関係研究機関の総合調整を行う組織とすること

そのために必要十分な人員・予算を組織再編によって確保すること

上記 ~ を達成するための関係省庁を交えた有識者会議の設置

- なお、新しい価値を社会にもたらすイノベーション(ラディカル・イノベーション)を推進するため、「日本版 NIH」を先行モデルとし、環境・エネルギー、防災・減災、海洋開発など省庁横断的な重要研究開発課題毎に、同様の組織設置を視野に入れた検討を開始すべきである。

(6) 海外高度人材 ポイント制度改善と生活環境の整備を

- 海外高度人材の受入促進は、わが国の科学技術・イノベーション推進、新事業創造、対内直接投資拡大、雇用創出に資するものであり、受入拡大に向けて、他の先進国と比較しても同等以上の真に効果のある施策を明記すべきである。

《重要論点》

現行ポイント制度の認定要件見直し(報酬による足切りの撤廃、研究者は報酬要件よりも研究実績のポイントを重視、高度経営・管理職はMBA等一定資格取得事実を重視など)

優遇措置の拡大(永住許可要件の緩和など)

- 併せて、特区なども活用し、海外高度人材の優遇策(所得税の一定期間減免等)や生活インフラの整備(医療、教育等)もパッケージとして提示すべきである。

(7) 国家戦略特区 これまでになかった大胆な取り組みを可能とする制度に

- 「国家戦略特区」については、大胆な規制改革などこれまでになかった取り組みを可能にする制度とし、成長実現に効果をもたらすものとしなければならない。国家戦略特区 WG で提案されている基本原則に基づき、大胆な取り組みを担保するための体制整備を明記すべきである。

¹ NIH: 米国国立衛生研究所 (National Institutes of Health)

《重要論点》

総理を長とする「特区諮問会議」、特区担当大臣・首長・民間代表から構成される「三者統合本部」の設置
特区を活用した“一国二制度”並みの取り組み（容積率緩和、海外高度人材の優遇策・生活環境整備など）

（８）新規投資・起業の促進 税制を柱に更なる促進策を

- 立地競争力を強化し、設備投資や対内直接投資など新規の投資や起業を促進するためには、法人実効税率引き下げや税制優遇等による後押しが不可欠であるが、短期的な税収減への懸念からその取り組みは概して慎重である。法人実効税率引き下げを早期に実現するとともに、5年間の緊急構造改革期間に新規投資を進めるため、設備投資促進税制、研究開発促進税制、法人版エンジェル税制など大胆な支援策を明記すべきである。

《重要論点》

法人実効税率の引き下げなどによる立地競争力の強化
設備投資促進税制（省エネ設備投資に対するインセンティブ、加速度償却適用の拡大など）
研究開発促進税制（本則化など）
エンジェル税制（税制優遇枠拡大、法人への適用拡大など）

（９）ITの利活用 新産業創出、社会課題解決に向けた新戦略を

- これまでの政府のIT戦略（電子政府推進を含む）は、膨大な予算を投じたにもかかわらず、米国、韓国、北欧諸国などに比較してその利活用が進展しているとは言えない。IT利活用を通じた新産業創出や社会課題の解決という明確なビジョンの下で、新たな戦略の構築と推進体制の抜本的見直しを明示すべきである。
- また、医療分野においては、レセプトなど支払データだけに注目するのではなく、診断・治療内容・治療データ（アウトカムデータ）の活用を強く打ち出し、治療効果の向上、医療費削減、医薬品・医療機器の開発などにつなげるべきである。

《重要論点》

IT戦略と推進体制の抜本的見直し
医療分野におけるアウトカムデータの利活用推進
ビッグデータ・ビジネスの普及をさせるためのデータ活用とプライバシー保護の両立に向けたルールづくり

（10）次世代インフラの構築 優先順位付けと財政負担最小化を

- 東日本大震災や高速道路事故を契機に、災害に備えたインフラの整備や、老朽化インフラの更新の必要性が叫ばれている。その必要性は理解できるものの、財政制約や人口減少を踏まえると、安易な公共事業の拡大は慎むべきである。具体策の明示にあたっては、優先順位付けやPFI/PPP活用などによる財政負担最小化に留意すべきである。

- また、高速道路の補修・改修については、「償還主義」「無料開放原則」の見直しで有料道路制を継続し、混雑課金および損傷課金による財源確保の道を検討の俎上にのせるべきである。

《重要論点》

インフラ整備における優先順位付けと財政負担最小化
 混雑課金および損傷課金による高速道路の補修・改修財源の確保
 （償還主義、無料開放原則の見直し）

(11) 公的・準公的資金等の資産運用・リスク管理の高度化

関係省庁を交えた検討会の設置を

- 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）をはじめとする公的・準公的資金の資産運用やリスク管理については、厳格なガバナンスの確立とセットでポートフォリオを見直し、運用効率を高める必要がある。その在り方の検討にあたっては、所管官庁のみならず、関係省庁を交えた有識者会議を設置し、多様な視点から検討することが望ましい。

《重要論点》

GPIF など公的・準公的資金運用機関の見直し
 そのための関係省庁を交えた有識者会議の設置

2 . 財政健全化と持続可能な社会保障制度改革に向けて

(1) 財政健全化 PB 目標達成に向けた仕組みづくりを

- 2020 年度のプライマリー・バランス（PB）黒字化は G20 における国際公約であり、今回の骨太方針にはその達成の現実的な道筋をしっかりと明記すべきである。
- その達成を約束するため、「財政健全化法」を早期に制定すべきである。
- なお、財政収支や債務残高の対 GDP 比の上限に関する具体的数値目標の設定や、達成できなかった場合の是正措置等についても併せて検討していくことが必要である。

(2) 社会保障制度改革 総報酬割には反対、給付費を管理・抑制

- 社会保障改革国民会議において、医療・介護分野における議論の整理が示されたが、全体として「取りやすいところから取る」という論理で総報酬割が提案されており、これには反対である。

（反対する点）

後期高齢者医療への被用者保険からの支援金に全面総報酬割を導入
 全面総報酬割の導入に伴って浮く公費を、国民健康保険へ優先投入
 介護保険制度の 40～65 歳からの納付金に対して総報酬割を導入

- 給付と負担をバランスさせ、財政健全化目標を達成するために、社会保障給付費を経済成長率や高齢化要因を加味した指標により管理・抑制する必要がある。

- 持続可能な社会保障制度を構築するには抜本的改革が必要であり、めざすべき給付と負担の選択肢を示し、国民に選択を迫るのが政治としての責任である。そのために、国民会議終了後も超党派の国会議員で構成し、政治決定に影響を与える「ポスト国民会議」を設置することを視野に入れるべきである。
- また、医療と介護施設の効率的な配置を促すために、地域の複数病院をホールディングカンパニー化した新型医療法人の設置を認めるなどの社会医療法人（及び社会福祉法人）の経営統合を促進する制度の導入を検討するべきである。

3．成長戦略と骨太方針策定後の確実な実行に向けて

（１）「次元の違う成長戦略の実行」のための具体的制度設計と法案化・予算化のプロセスをモニタリングする

- 成長戦略や骨太方針に明記された成長戦略に関わる諸政策テーマについて、具体的な制度設計や法案化が行われることになるが、この段階において骨抜きにならないようにそのプロセスをしっかりとモニタリングしていく必要がある。
- その意味で、産業競争力会議またはそれと同等の会議体（ほぼ同じメンバーで構成され、総理が出席する会議体）が成長戦略の進捗状況を定期的に検証すべきである。
- その際、モニタリングと制度設計・法案化の連続性を確保するために、成長戦略に関わる多くの個別課題の具体化を担う規制改革会議の議長または議長代理を、このモニタリング会議体に出席させるべきである。また、モニタリングを通じて懸念が生じた場合には総理指示などによって軌道修正を図る仕組みを明確化するべきである。
- 加えて、制度設計のために設置される有識者会議や関係審議会等には、産業競争力会議の民間議員の一部（テーマ別会合のメンバーを想定）が委員として参加し、議論の進捗を把握できる体制を構築すべきである。
- ちなみに「財政健全化と持続的な社会保障制度改革」については、経済財政諮問会議のイニシアティブにおいて、推進とモニタリングが行われることを期待する。

（２）KPI 達成に向けた PDCA サイクルを確立する

- 成長戦略で示されるそれぞれの項目の KPI（重要業績評価指標）については、マイルストーンと PDCA サイクルを確立し、達成状況の定期的な検証、検証結果に基づく施策の改善を図るべきである。

以上